

令和7年度観光客に向けた備前焼 PR 業務に係る提案書等作成要領

1 提案書等として提出する資料の種類及び提出部数

次の資料（以下「提案書等」という。）を留意事項に従い作成し、提出すること。

- | | | |
|-----|----------------|-----------|
| (1) | 提案書（様式第3号） | 原本1部＋写し5部 |
| (2) | 業務企画書（任意様式） | 6部 |
| (3) | 評価項目説明書（様式第4号） | 6部 |
| (4) | 業務実績調書（様式第5号） | 6部 |
| (5) | 見積書（任意様式） | 原本1部＋写し5部 |

2 全般的留意事項

提案書等の作成に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 提出された提案書等に基づき審査を行い、その内容に応じて採点する。このため、提案者の提案内容がわかるように考え方や根拠等を具体的に記載すること。
- (2) 県民局が提示した仕様書の内容と異なる提案を行う場合は、変更点を明確にするとともに、変更理由を明確に記載すること。
- (3) 県民局が提示した仕様書を基に契約書添付の仕様書とするが、本県の判断で業務企画書の内容を盛り込むことがあるので、業務企画書は、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。
- (4) 業務企画書の中で提案した内容については、見積書に記載した金額の中で実施できることとみなす。見積書に記載した金額以外の費用を必要とする内容は、業務企画書に盛り込まないこと。
- (5) 提案書等は日本産業規格 A4 縦版とし、任意様式のものについては、横書き両面印刷とすること。ただし、提案内容の記載上やむを得ない場合、業務企画書の一部について、同規格 A3 横版で作成することも可とするが、該当用紙は折り込み、A4 判にして綴り込むこと。
- (6) 提案書等を受け付けた後の資料の追加及び修正は認めない。

3 業務企画書記載上の留意事項

業務企画書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 業務企画書は、原則「(別紙) 業務企画書記載依頼事項」に従い、すべての項目について言及すること。
- (2) 正確な審査ができるよう編集に配慮すること。特に「(別紙) 業務企画書記載依頼事項」に基づいていない場合には、一部又は全部について審査を行わず、採点しないこともあるので、注意すること。
- (3) 業務の一部の再委託を予定している場合には、その旨記載するとともに、再委託を予定している業務及び再委託先業者名を記載すること。
- (4) 提案内容が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現とすること。
- (5) 業務企画書は1者1案とする。

4 評価項目説明書記載上の留意事項

- (1) 評価項目欄に掲げる評価基準に該当する提案内容を説明欄に簡潔に記載すること。
- (2) 説明欄の記載は、「業務企画書●ページ参照」等の記載でも可とする。

5 業務実績調書記載上の留意事項

- (1) 自らが過去に受託したプロモーション業務実績を記載すること。
- (2) 地方自治体が発注した業務であるものを優先して記載すること。

6 見積書記載上の留意事項

- (1) 見積書には会社名、代表者名、担当者名、連絡先を明記すること。
- (2) 見積金額の内訳が確認できるように記載すること。

(別紙) 業務企画書記載依頼事項

1 業務を実施するに当たっての基本方針

- ・ 提案全体の概要、趣旨、コンセプト等を記載すること。

2 業務実施体制

- ・ 本業務の責任者及び業務に従事する者を定め、役割分担を記載した体制図を記載すること。
- ・ 再委託を予定している場合には、再委託先についても上記体制図に含めて記載すること。

3 業務スケジュール

- ・ 業務全体のスケジュールを記載するとともに、仕様書「3 業務内容」に掲げる各業務に係る実施スケジュールについても記載すること。また、本イベントの開催期間について、設定理由を記載すること。

4 実施内容

- ・ 仕様書3（1）の業務について
 - ① 実施箇所の選定エリアを具体的に明示すること。なお、仕様書3（1）エに記載したエリア以外を含む場合は、その具体的な理由を記載すること。
 - ② 想定する飲食店及び宿泊施設数をそれぞれ記載すること。
 - ③ 実施箇所における観光客へのイベント利用促進策について、記載すること。
 - ④ 用意する備前焼のカップの予定数を記載すること。
- ・ 仕様書3（2）の業務について
 - ① ジオターゲティング広告を展開するエリアや実施内容をその理由と合わせて具体的に記載すること。
 - ② インフルエンサーによる情報発信の方法及び内容について、具体的に記載すること。また、想定するインフルエンサーについては、本事業の目的及び主旨に沿った者を選出し、その人数及びフォロワー数、エンゲージメント率をあわせて明示すること。
 - ③ プロモーション効果を観光客以外に波及させる方法を具体的に記載すること。
- ・ 仕様書3（3）の業務について
 - ① 作成するパンフレットのイメージやコンセプトを記載すること。
 - ② 仕様書3（2）の業務で活用する場合は、その具体的な方法を記載すること。

5 目標 KPI

- ・ 目標 KPI 及び設定理由を記載すること。

6 追加提案

- ・ 県民局が提示した仕様書の内容のほか、委託限度額の範囲内で業務の目的に資する業務を追加で実施する場合は、その詳細を記載すること。